

海老名市立社家小学校PTA規約

第1章 名称

- 第1条 この会は海老名市立社家小学校PTAという。
- 第2条 この会の事務局を海老名市立社家小学校におく。

第2章 目的及び活動

- 第3条 この会は、保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福をはかることを目的とする。
- 第4条 この会は前条の目的をとげるために次の活動を行う。
1. よい保護者と、よい教職員になるよう努める。
 2. 家庭と学校との密な連絡によって児童の生活を指導する。
 3. 児童の生活環境をよくする。

第3章 方針

- 第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1. 児童青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、この会またはこの会の役員の名で公私の選挙活動は行わない。

第4章 会員

- 第6条 この会の会員となれることのできるものは次の通りである。
1. 社家小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わるもの。
 2. 社家小学校の校長、教頭及び教職員。
 3. この会の趣旨に賛同する者、但し第3章に該当する者の入会は常任委員会で決定する
- 第7条 この会の会員は会費を納める者とする。
- 第8条 この会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 個人情報保護

- 第9条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報保護規定」に定め、適正に運用するものとする。

第6章 役員

- 第10条 この会の役員は、次の通りである。
1. 会長1名、副会長2名、書記2名、会計1名
ただし、海老名市PTA連絡協議会の会長当番校に当たる年度は、この限りではない。
 2. 役員は、他の役員、会計監査と兼ねることはできない。
- 第11条 役員は、候補者選考委員会が会員中より指名した役員候補者を総会の同意を得て決める。
- 第12条 役員は任期は1ヵ年とする。但し、補充により選出された任期は前任者の残存期間とする。
- 第13条 役員は引き続き同じ役員に選出されることができる。但し、引き続き同じ役員の職にあること2ヵ年を超えてはならない。
役員は引き続いて他の役員に選出されることができる。但し、役員の職にあることが連続通年して4ヵ年を超えてはならない。
- 第14条 役員は職務は次の通りである。

1. 会長はこの会を総括し、常任委員会を招集し常任委員会の議長となる。
2. 会長は、役員候補者選考委員会の集会を除くすべての集会に出席し意見を述べるができる。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
4. 書記は、総会、常任委員会の議事並びに重要事項を記録し、会長の指示に従い、この会の庶務を行う。
5. 会計は、この会の一切の会計事務を処理し総会に於いて会計監査委員の監査を経た決算を報告する。

第7章 役員・会計監査委員候補者選考委員会

第15条 役員の選考方法は次の通りである。

1. 候補者選考委員会は、地区代表6名、並びに本部役員1名、学校代表2名、計9名をもって構成する。
2. 候補者選考委員会の選出は常任委員会の委嘱による候補者選考委員中より選考委員長1名、副委員長1名を互選する。
3. 候補者選考委員会の運営は同委員会の審議によって行われ、他からの拘束を受けない。
4. 候補者選考委員会は候補者の同意を得てその役職並びに氏名を総会で発表する。
5. 候補者選考委員会に指名されない者であっても、個人の意志によって総会の席上に於いて立候補することができる。

第16条 候補者選考委員会の委員は、その任務を終了したとき解任される。

第8章 会計監査委員会

第17条 この会に会計監査委員2名をおき、任期を1ヵ年とする。

第18条 会計監査委員はこの会の経理を監査し、且つ、この会の決算の監査の結果を総会に報告しなければならない。

第19条 会計監査委員は、候補者選考委員会が会員中より指名し、総会の同意を得て決める。

第9章 委員

第20条 地区委員は、会員中より互選された委員として、この会と地域との連絡事務に当る。
委員の定数は地区委員の増減により調整し、常任委員会において年度ごとに見直し決定する。
学級委員は各学級より3名選出され、この会と学級との連絡事務に当る。
各学年の学級委員は、学年毎に正副2名の代表を互選する。

第10章 総会

第21条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第22条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は年度始めに開催し、臨時総会は常任委員会が必要と認めたときまたは会員の五分の一以上要求があった時に開催する。

第23条 総会は、会員数の五分の一以上の承認確認書の提出がなければ議事を開き議決することができない。

第24条 総会議事は提出された承認確認書の過半数で決する。

第11章 役員会・運営委員会

第25条 役員会は会長が必要と認めたとき、または本部役員からの要求があった時に開催する。

第26条 運営委員会は、役員、各専門委員会委員長、校長、教頭をもって構成し、次の任務を行う。

1. この会の運営に関する事務を処理し、常任委員会に提出する議案の調整並びに日程等の立案に当る。
2. 各専門委員会の計画事項を総合調整し、常任委員会に提出する。

第12章 常任委員会

第27条 常任委員会は役員、地区委員、各学年代表正1名、校長、教頭をもって構成する。

なお、地区委員の定数は児童数により適正な地区委員数を配置する。
定数は、常任委員会にて決定する。

第28条 常任委員会の任務は次の通りである。

1. この規約に定められている者の他、各種委員会の権限以外のこの会の運営に関する事務を処理し、各種委員会の連絡調整に当る。
2. 総会に提出する議案の調整並びに議事日程の立案に当る。
3. 緊急を要する重要事項を役員会の承認を得て審議処理することができる。

第29条 常任委員会は、構成員の四分の一以上出席しなければ議事を開き、決議することができない。
議事は出席者の過半数で決する。

第13章 専門委員会

第30条 この会は、次の専門委員会を構成し、その任務は次の通りである。

1. 成人教育委員会
会員が互いに教養を高め、家庭教育の充実と地域連帯をはかり、望ましい教育環境の向上に努める。また、福利厚生活動を推進し、学校保健、学校給食、環境整備活動、児童の健康保持増進に努める。
2. 校外指導委員会
地域との連携を密にし、学区内の安全対策と会員の意識の高揚をはかり、校外生活の健全化に努める。
3. 広報委員会
会員に対し意見の交換や情報の伝達に努め、定期的または速報的に会報を発行する。
4. 学年委員会
学年・学級間の連絡調整をはかり、学校教育の理解と協力により充実した学校生活の向上に努める。

第31条 専門委員会の選出は次の通りである。

1. 成人教育委員、校外指導委員、広報委員は地区委員で構成する。
2. 学年委員は、各学年の学級委員よりそれぞれ代表1名を選出する。

第32条 各専門委員会に教職員より若干名が参加する。

第33条 緊急の場合は、役員会・運営委員会並びに常任委員会の要請に基づき計画実施することができる。

第34条 各専門委員会は、常任委員会において組織する。

第35条 各専門委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。

第14章 特別委員会

第36条 必要に応じ特別委員会を設置することができる。設置にあたっては、本部役員会の承認を必要とする。

第37条 特別委員会の経費は、1委員会3万を限度に補助をする。

第15章 学級委員会

第38条 学年また学級に関する常任委員会の権限以外の事項につき、学校と緊密な連絡のもとに児童の幸福な成長をはかる目的をもって学級委員会を開くことができる。

第39条 学級委員会は必要に応じて開催し、会長及び役員会の承認を得てこれを行うことができる。

第16章 顧問

第40条 本会に必要な応じて、顧問を置くことができる。

第41条 顧問は、本部役員会の議を経て会長が委嘱する。

第42条 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べ、会務等に参画できるものとする。

第17章 経理

第43条 会員の会費は月額250円とする。(集金は年1回とする)

- 第44条 この会の活動に要する経費は会費、寄付金、その他の収入によりまかなう。
- 第45条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第46条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第47条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18章 表彰及び慶弔

- 第48条 本部役員として務め、功績ありと認めた場合は、退任の際、記念品を贈り、これを表彰することができる。
- 第49条 その他、常任委員会等で功績有りとして認めた場合は、これを表彰することができる。
- 第50条 会員または、この会に関係する者の慶弔、その他の事項に際しては、別表の慶弔規定により、慶弔の意を表すことができる。

1. 慶意	教職員の結婚	祝金 5,000
2. 弔意	会員の死亡及び本部役員・教職員同居の家族の死亡	香典 5,000
	在籍児童・本部役員及び教職員の死亡	香典 5,000
3. 見舞い	在籍児童で15日以上入院加療	花環 一基
		見舞金 3,000
4. 餞別	教職員の転退職	花束代 3,000
	その他、特に必要と認めた場合は役員会等の承認により支出することができる	

第19章 細則

- 第51条 この会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて常任委員会が定める。常任委員会は細則を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

第20章 改正

- 第52条 この規約は総会において、出席者の三分の二以上の賛同がなければ改正することができない。
- 第53条 この規約の改正は常任委員会が必要と認めた時、または全会員の七分の一以上の要求があった時に総会に提案するものとする。

附 則

- 1. 本規約は、昭和53年4月24日より施行する。
- 2. 平成元年4月24日 第34条一部改正
- 3. 平成5年4月20日 第12章 第34条 一部改正、第15章 表彰及び慶弔の追加
- 4. 平成6年9月13日 第8章 第19条 一部改正、第11章 常任委員会、第12章 専門委員会
第13章 学年委員会、学級委員会改正
- 5. 平成17年4月27日 第5章 第9条 書記、第6章 第14条 候補者選考委員会一部改正
- 6. 平成18年4月26日 第7章 第16条 会計監査委員、第13章 特別委員会改正
- 7. 平成19年4月25日 第11章 第26条 一部追加
- 8. 平成22年4月28日 第6章 第14条 一部改正
- 9. 平成24年4月27日 第15章 第39条 一部改正 集金回数改正
但し、この改正規定は、平成25年度から適用する。
- 10. 平成29年4月28日 第15章 顧問の追加
- 11. 平成30年4月26日 第5章 第9条 ただし書き追加
- 12. 平成31年4月26日 第5章を第6章とし以下1章ずつ繰下げ、第5章の次に第5章個人情報保護を加える。
第9条を第10条とし以下1条ずつ繰下げ、第8条の次に第9条を加える。
- 13. 令和4年12月16日 第10章 第23条、第24条 改正、第13章 専門委員会改正